

低公害車には、次のようなものがあります。

- ①天然ガス自動車（CNG自動車）
- ②電気自動車
- ③ハイブリッド自動車
- ④メタノール自動車
- ⑤低燃費かつ低排出ガス認定車*

※「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準（トップランナー基準）早期達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車。

私たちがきれいな大気を取り戻し、地球環境を守るためには、自動車排出ガスの規制に加え、環境にやさしい低公害車の普及が強く期待されています。

政府においては、これまでも低公害車の普及を推進してきましたが、平成13年5月に政府の全ての一般公用車を低公害車とするとの総理指示を契機として、同年7月に低公害車開発普及アクションプランを策定し、関係省庁が連携して、地方公共団体や国等の公用車における低公害車の率先導入、低公害車の購入に対する各種優遇制度等の施策を強力に推進することとしています。

また、自動車NOx・PM法に基づく総量削減基本方針において、窒素酸化物や粒子状物質の総量を削減するための施策として、低公害車の普及を促進することとしています。

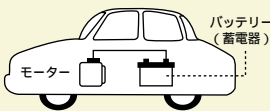
低公害車開発普及アクションプラン

環境省、経済産業省及び国土交通省は、連携して、低公害車の開発、普及を一層推進するため、「低公害車開発普及アクションプラン」を、平成13年7月11日に策定しました。

同アクションプランにおいては、2010年度までのできるだけ早い時期に1,000万台以上の低公害車の普及を目指すことを目標として定め、各種施策を強力に推進

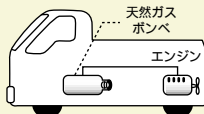
いろいろな低公害車の動くしくみと普及台数（平成12年度末）

電気自動車
普及台数 / 3,830



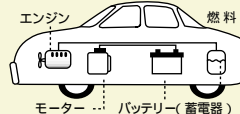
バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走行します。

天然ガス自動車
普及台数 / 7,811



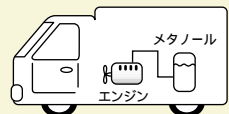
圧縮した天然ガスを燃料にして走行します。

ハイブリッド自動車
普及台数 / 50,282



エンジンとモーター等の原動機を利用して走行します。
ガソリンエンジンと電気モーターの組み合わせの場合

メタノール自動車
普及台数 / 157



アルコールの一種であるメタノールを燃料として走行します。

することとしています。

低公害車の率先導入

平成13年4月に、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されました。グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。国では、平成16年度までにすべての一般公用車を低公害車に切り替える方針を決定しました。地方公共団体、企業などでも、同様の施策が進められています。

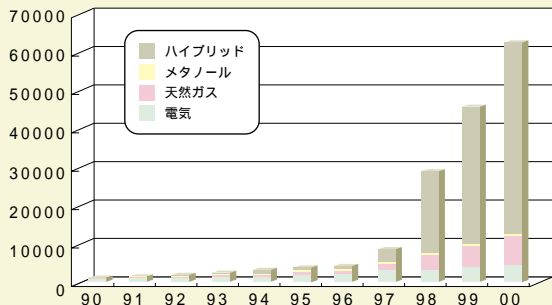
低排出ガス車認定制度

自動車の排出ガス性能について、窒素酸化物（NOx）・粒子状物質（PM）等の最新規制値よりさらに低減している自動車を認定する制度です。認定を受けた自動車は、排出ガス低減レベルを表示するステッカーを貼って、わかりやすく表示されます。

また、この認定を受けた自動車で、燃費基準（トップランナー基準）を達成している「低燃費かつ低排出ガス認定車」は、自動車税の軽減等の対象になります。



低公害車保有台数の推移



低公害車導入の優遇制度について

補助金			
事業名称	補助対象者	内 容	連絡先
低公害車普及等事業費補助	自動車NOx・PM法対策地域または公害防止計画地域の地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 低公害車の導入(通常車両価格との差額の1/2) 使用過程車へのDPF装着(装着費用の1/2) 燃料供給施設の設置(設置費用の1/2) 	環境省環境管理局 自動車環境対策課 TEL03-3581-3351
クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助	地方公共団体及び法人等	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガス自動車等の導入(通常車両価格との差額の1/2以内) 事業用燃料等供給設備の設置(定額) 非事業用燃料等供給設備の設置(設置費用の1/2以内) 	経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 TEL03-3501-4031
地域新エネルギー導入促進対策費補助	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域新エネルギー導入促進計画に基づき実施される新エネルギー導入事業等(天然ガス自動車等の導入費の1/2以内または通常車両価格との差額とのいずれか低い方) 	経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 TEL03-3501-4031
低公害車普及促進対策費補助	自動車NOx・PM法対策地域のバス・トラック事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 低公害車の導入(車両価格の1/4(通常車両価格との差額の1/2限度)) 使用過程車へのDPF等の装着(装着経費の1/4) 	国土交通省 自動車交通局 総務課企画室 TEL03-5253-8563
低公害車普及(助成)事業	公健法旧第一種地域等を含む地方公共団体及び地方公共団体を通じ民間事業者	低公害車の導入(購入またはリース)費用の一部(主として対象地域を走行する自動車)	公害健康被害補償予防協会 基金事業部助成課 TEL03-3586-1531

税制優遇		
優遇措置	対 象	内 容
自動車取得税の軽減措置 (平成15年3月31日まで)	低公害車の取得	電気、天然ガス、メタノールの各自動車：2.7%軽減 ハイブリッド自動車(トラック・バス)：2.7%軽減 ハイブリッド自動車(乗用車)：2.2%軽減 低燃費かつ低排出ガス認定車：取得価格から30万円を控除
自動車税の軽減措置	電気、天然ガス、メタノールの各自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車の取得	<p>【軽課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気、天然ガス、メタノール車：50%軽課 かつ低燃費車：50%軽課 かつ低燃費車：25%軽課 かつ低燃費車：13%軽課 <p>【重課】 10%重課</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル車：11年超 ガソリン車：13年超 <p>平成13年度、平成14年度に以下の自動車を購入した場合、購入年度の翌年度から2年間以下のとおり軽減する。 青色申告を行う個人事業者又は法人が、の施設を取得し、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合 a)初年度30%の減価償却の特例 b)7%の所得税(法人税)の特別控除(資本金1億円未満の法人等に限る。) (所得税・法人税)額の20%を限度とする。)</p>
所得税、法人税の優遇措置 (平成16年3月31日まで)	低公害車(電気、天然ガス、ハイブリッド)の取得 燃料供給施設(天然ガス、メタノール)の設置	固定資産税の課税標準の特例 特別土地保有税の非課税化
固定資産税、特別土地保有税の軽減措置 (平成15年3月31日まで)	燃料等供給設備(電気、天然ガス、メタノール)の設置	

財政投融资			
融資金融機関	対 象 者	内 容	連絡先
日本政策投資銀行による低利融資	株式会社、組合、財団法人など組織形態のもの	低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド)の取得 燃料等供給設備の設置 融資比率40%、政策金利、貸付期間5~10年程度	日本政策投資銀行 環境エネルギー部 TEL03-3244-1620
中小企業金融公庫による低利融資	中小企業金融公庫法第2条に定める中小企業者	低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド)の取得 貸付限度(直接7億2000万円、代理1億2000万円) 貸付利率(基準金利、4億円を限度に特別金利)	中小企業金融公庫 業務部特別貸付課 TEL03-3270-1287
国民生活金融公庫による低利融資	中小企業基本法第2条1項に定める中小企業者	低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド)の取得 貸付限度(直接貸付7,200万円) 貸付利率(特別金利)	国民生活金融公庫 総務部 TEL03-3270-1381